## 環境影響評価法に基づく改正主務省令案の概要 一覧

凡例:○← 廃棄物最終処分場の主務省令と同様

事業の種類 所管省庁	廃棄物最終処分場	道路	林道	ダム	堰	湖沼 開発	放水路	鉄道	軌道	飛行場	発電所	埋立、 干拓	土地区画整理	新住宅 市街地	工業団地	新都市 基盤整備	流通業務 団地	都市再生 宅地	三中小企業 宅地
項目	環境省	国交省	農水省	国交省等	国交省等	国交省	国交省	国交省	国交省	国交省	経産省	国交省	国交省	国交省	国交省	国交省	国交省	国交省	経産省
(1)計画段階配慮 事項の検討を 行うべき段階	<ul><li>○事業の位置若しくは規模又は建造物等の配置若しくは構造を検討する段階</li></ul>		<b>○</b> ←								○← <b>※</b> 1								<b>○</b> ←
事項の選定等 指針	<ul> <li>事業の位置若しくは規模又は建造物等の配置若しくは構造に関する適切な複数案を設定することを基本。</li> <li>○位置又は規模に関する複数案を優先するよう努める。</li> <li>○代替事業により廃棄物の適正な処分が確保される等、事業を実施しない案を含めた検討が現実的である場合は、これを位置等に関する複数案に含めるよう努める。</li> </ul> 各主務省令で記載が異なる	Щ.	○← ○← ○←								<ul><li>○←</li><li>※ 2</li><li>○なし</li><li>○なし</li></ul>								○← ○← ○←
	<ul><li>○重大な影響を受けるおそれのある環境要素を選定。</li><li>○選定に当たっては、事業特性に応じて影響要因を適切に区分し、当該要因ごとに検討。</li><li>○必要に応じ専門家等の助言を受けて選定。</li></ul>		○← <mark>○なし</mark> ○←								○← <mark>○なし</mark> ○←								○← ○なし ○←
(調査、予測及び 評価の手法)	○「生態系」は、重要な自然環境のまとまりを場として把握し、これらに対する影響の程度を把握。(「生態系」以外は、基本的に方法書以降の手続に同じ。)		<b>○</b> ←								<b>○</b> ←								<b>○</b> ←
(調査の手法)	○調査は、原則として、既存資料により実施し、必要に応じて専門 家等からの聴取や現地調査等の方法により情報を収集。		<b>○</b> ←								<b>○</b> ←								<b>○</b> ←
(予測の手法)	○予測は、可能な限り定量的に行う。		$\bigcirc\leftarrow$								$\bigcirc \leftarrow$								$\bigcirc\leftarrow$
(評価の手法)	<ul><li>○評価は、位置等に関する複数案ごとの選定事項について環境影響 の程度を比較。</li></ul>		<b>○</b> ←								$\bigcirc \leftarrow$								<b>○</b> ←
事項について 意見を求める 場合の指針	<ul> <li>○一般及び関係地方公共団体の長から環境の保全の見地からの意見を求めることを基本。</li> <li>○計画立案に複数の段階がある場合は、段階ごとに意見を求めるよう努める。</li> <li>○配慮書の案について意見を求めるよう努める。</li> <li>○配慮書の案について意見を求める場合は、まず一般の意見を求め、次に関係地方公共団体の長の意見を求めるよう努める。配慮書について意見を求めるときは、両者同時とする。</li> </ul>		○← ○← ○← ○←								○← ○なし ○なし ○←								○← ○← ○← ○←
	<ul><li>○意見聴取は、一般は30日、関係地方公共団体については60日を原則とし、適切な期間を確保。</li><li>○配慮書の案の縦覧、一般からの意見を求める旨の公告等の具体的方法について、基本的に方法書以降の手続に同じ。</li></ul>		O← O←								O← O←								○←
(4)第二種事業の 判定基準	<略>																		
(5)環境影響評価 項目等選定指針 (事業特性及び地 域特性の把握)	<ul><li>○地域特性・事業特性は、計画段階配慮以降の検討経緯を整理した上で、不足するものについて把握。</li></ul>		<b>○</b> ←								○←	発電設備	***	生まれて	),, <u> </u>	7) 1 <del>- 1</del>	л. <del> </del>	#: <i>/</i> ]	○←

は規模を検討する段階

※2:発電設備等の構造若しくは配置又は事業の位置若しく は規模に関する適切な複数案

事業の種類 所管省庁	廃棄物最終処分場	道路	林道	ダム	堰	湖沼開発	放水路	鉄道	軌道	飛行場	発電所	埋立、 干拓	土地区画整理	新住宅 市街地	工業団地	新都市為基盤整備	流通業務 団地	都市再生 宅地	中小企業 宅地
項目	環境省	国交省	農水省	国交省等	国交省等	国交省	国交省	国交省	国交省	国交省	経産省	国六少							経産省
(環境影響評価 項目の選定)	○環境要素のうち、「騒音」を、「騒音(低い周波数帯(周波数がおおむね 20 ヘルツから 100 ヘルツまで)のものを含む。)及び超低周波音(周波数が 20 ヘルツ以下の音をいう。)」とする。		$\bigcirc \leftarrow$								$\bigcirc \leftarrow$								<b>○</b> ←
(調査・予測・評 価の手法の選 定)	<ul><li>○手法の選定に当たっては、計画段階配慮事項の検討において収集 した情報及びその結果を最大限活用。</li></ul>		O←								<b>○</b> ←								$\bigcirc\leftarrow$
(参考手法)	○調査・予測の手法の選定に当たっては、最新の科学的知見を反映 するよう努める。		$\bigcirc \leftarrow$								$\bigcirc\leftarrow$								O←
(手法選定に当 たっての留意 事項)	○専門家等の助言を受けた場合は、当該助言の内容及び当該専門家等の専門分野を開示することに加えて、当該専門家等の所属の属性を開示するよう努める。		$\bigcirc\leftarrow$								$\bigcirc \leftarrow$								<b>○</b> ←
指針	<ul><li>○複数案から位置等の決定に至る過程で、どのように環境影響が回避又は低減されているかの検討の内容についても明らかにする。</li><li>○事後調査の項目及び手法の選定、事後調査の終了の判断、並びに事後調査の結果を踏まえた環境保全措置の実施及び終了の判断に当たっては、必要に応じ専門家の助言を受ける等により、客観的かつ科学的に行う。</li></ul>		○←								○ ←								○←
(7)報告書作成指 針 (報告書の作成 時期等)	○工事が完了した段階で報告書を作成。その際、当該工事に当たって講じた環境保全措置の効果を確認し、報告書に含めるよう努める。必要に応じて、工事中又は施設の供用後において、事後調査や環境保全措置の結果等を公表。		<b>○</b> ←								$\bigcirc \leftarrow$								<b>○</b> ←
(報告書の記載 事項)	<ul> <li>○報告書には、主に以下の事項を記載。</li> <li>①事業者の氏名及び住所、対象事業の名称、種類及び規模、並びに対象事業が実施された区域等、対象事業に関する基礎的な情報</li> <li>②事後調査の項目、手法及び結果</li> <li>③環境保全措置の内容、効果及び不確実性の程度</li> <li>④②の措置により判明した環境の状況に応じて講ずる環境の保全のための措置の内容、効果及び不確実性の程度</li> <li>⑤専門家の助言を受けた場合はその内容と専門分野等(可能な限り、専門家の所属機関の属性を含める。)</li> <li>⑥報告書作成以降に事後調査や環境保全措置を行う場合はその計画、及びその結果を公表する旨</li> <li>○工事中に事業主体が他の者へ引き継がれた場合又は事業主体と供用後の運営管理主体が異なる等の場合には、当該主体との協力又は必該主体、の要素がなる方式と思えます。</li> </ul>		○←								$\bigcirc \leftarrow$								○←
	は当該主体への要請等の方法及び内容を報告書に記載。		○ <i>†</i> >1								<u> </u>								
(8)参考項目·参考 手法	〇二酸化炭素について、建設機械の稼働等の影響要因を参考項目に、 必要な調査・予測の手法を参考手法にそれぞれ追加。		○なし								○なし								$\bigcirc\leftarrow$